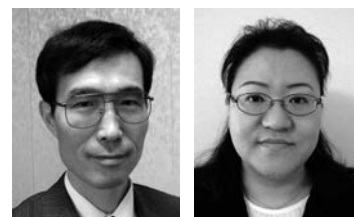


国際的な知財紛争の解決について



知的財産高等裁判所 第2部 判事 **中村 恭**
 知的財産高等裁判所 第4部 判事 **柵木 澄子**

要約

本講演録は、平成27年10月13日、東京弁護士会知的財産権法部において「知財高裁10年の回顧と今後の知財高裁の使命」と題して、同部部員が問題を提起し、知的財産高等裁判所の判事に（飽くまで）私見を御披露いただくという形式でなされた3回にわたる御講演の最終回のものである。

第3回は、知的財産高等裁判所第2部の中村恭判事、同第4部の柵木澄子判事により、涉外性のある特許及び著作権関係の国際裁判管轄及び準拠法について、御講演をいただいた。中村判事には、映画のインターネット配信契約の解除を背景とする著作権侵害訴訟について、柵木判事には、外国会社に対する特許権侵害訴訟及び外国特許権に基づく特許権侵害訴訟について、それぞれ、我が国に国際裁判管轄が認められるか、認められるとしても準拠法は日本法か外国法かなどの難問について御説明いただいた。

国際的知的財産紛争について、知的財産高等裁判所を始めとして我が国の裁判所がどこまで主体的に関与し得るかは、知財関係者の関心事であることから、本誌において紹介する。

目次	
第1 はじめに【東弁知的財産権法部部長 櫻井彰人弁護士】	
第2 問題提起（特許権）	
【東弁知的財産権法部部員 牧野知彦弁護士】	
1 事例1—親会社が米国法人 YA	
2 事例2—親会社が日本法人 YJ	
3 事例3—米国特許権に基づく日本での提訴	
第3 問題提起（著作権）	
【東弁知的財産権法部部員 市村直也弁護士】	
1 事例	
2 国際裁判管轄の問題	
3 準拠法の問題	
第4 御講演（総論）【知的財産高等裁判所 中村 恭判事】	
第5 御講演（特許権）【知的財産高等裁判所 柵木澄子判事】	
1 事例1について	
(1) YAに対する請求の法律構成	
ア YJの行為に着眼する法律構成	
イ 顧客Zの行為に着眼する法律構成	
ウ 法律構成の違いによる差止及び損害賠償請求の可否	
(2) 国際裁判管轄	
ア YJの裁判管轄	
イ YAの裁判管轄	
(ア) 差止請求	
a 事業遂行地管轄（民訴法3条の3第5号）	
b 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）	
(イ) 損害賠償請求	
a 債務履行地管轄（民訴法3条の3第1号）	
b 財産所在地管轄（民訴法3条の3第3号）	
c 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）	
(a) カードリーダー事件	
(b) 富士通事件	
(c) 日本電産事件	
(d) エピクロロヒドリン事件	
(e) 裁判例の考察	
(ウ) 応訴管轄（民訴法3条の8）	
ウ YJとYAとの主観的併合における管轄	
(3) 準拠法	
2 事例2について	
3 事例3について	
第6 御講演（著作権）【知的財産高等裁判所 中村 恭判事】	
1 著作権の保護について	
2 請求について	
3 国際裁判管轄について	
(1) 債務履行地管轄（民訴法3の3第1号）	
(2) 財産所在地管轄（民訴法3条の3第3号）	
(3) 事業遂行地管轄（民訴法3条の3第5号）について	
(4) 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）	
(5) 応訴管轄（民訴法3条の8）	
(6) 客観的併合請求における管轄権（民訴法3条の6本文）	
(7) 特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）	
(8) 国際裁判管轄の原因事実とその証明	
4 準拠法について	
(1) 確認請求	

- ア 排他的利用権
- イ 差止請求権不存在確認
- (2) 差止請求
- (3) 損害賠償請求
- (4) 契約解除の有効性

第7 質疑応答

第1 はじめに

【東弁知的財産権法部部长 櫻井彰人弁護士】

本日は、知財高裁第2部の中村恭判事、第4部の柵木澄子判事をお招きして、「知財高裁10年の回顧と今後の知財高裁の使命、国際的な知財紛争の解決について」と題し御講演をお願いしています。

中村判事は、平成5年4月に東京地裁判事補として任官後、盛岡地家裁、仙台高裁等で裁判実務の御経験を積まれた後、平成19年4月から平成22年3月までの間、東京地裁判事として知的財産権部の民事第40部に配属され、知財訴訟の御経験を積まれました。その後、平成25年4月から知財高裁判事として第2部に配属され、知的財産権に関する多くの事件に関わり、現在に至っておられます。

柵木判事は、平成11年4月に神戸地裁判事補として任官後、東京地家裁八王子支部等で裁判実務の御経験を積まれた後、平成19年4月から平成23年3月までの間、知的財産権の専門部である東京地裁民事第47部に配属され、知財訴訟の御経験を積まれました。その後、平成26年4月から知財高裁判事として第4部に配属され、知的財産権に関する多くの事件に関わり、現在に至っておられます。

中村判事、柵木判事におかれましては、多くの事件を抱え大変な激務の中、当部の定例部会の講師を快諾していただきまして、心から感謝しています。

さて、本日は、既にお配りした御案内の通り、「国際的な知財紛争の解決」と題しまして、特許権、著作権紛争における国際裁判管轄の準拠法等について、御講演をしていただきます。今回の御講演に際し、両判事には、国際裁判管轄、準拠法等について問題となる重要な争点に關しまして御検討をいただいております。本日の御講演は、渉外実務に関連した法律相談を受ける実務家にも大変有意義なものになるものと思います。

本日の御講演に先立ち、当部部員の牧野知彦弁護士、市村直也弁護士から問題提起をし、その後、中村判事、柵木判事に問題提起にお答えいただく形式で御講演をしていただきます。

第2 問題提起（特許権）

【東弁知的財産権法部部长 牧野知彦弁護士】

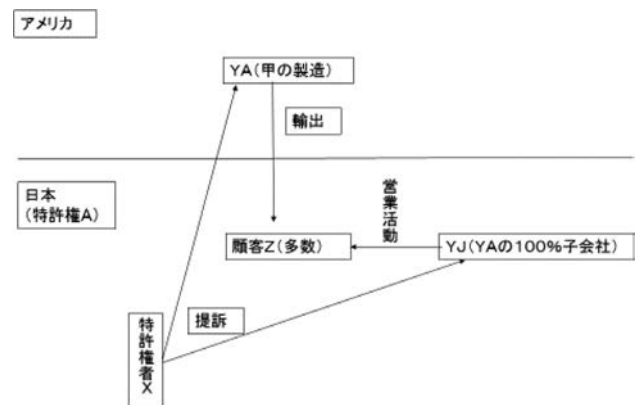
牧野から、幾つか事例を挙げて問題提起をいたします。事例1については、平成23年10月の当部の定例部会で、高部眞規子判事と大野聖二弁護士に類似の事例で御講演いただいたことがあります⁽¹⁾。その後、若干の法律改正がありましたが、基本的な問題点は、そのときと変わっていないと思います。しかし、その後、時間も経過しており、新しい事例も踏まえ、新たなお話が伺えればと思います。

1 事例1—親会社が米国法人YA

(1) 事例の概要

日本企業Xが有する日本特許権Aの技術的範囲に含まれる製品甲を米国企業であるYAがアメリカで製造し、これを日本に向けて輸出している。顧客Zは多数存在する。YAの100パーセント子会社YJが日本にあり、YJが日本で製品甲に関する営業活動をしている。ただし、甲の輸入はしておらず、輸出に当たり、運送業者を除き、いかなる業者も介在していない。

XがYJ及びYAに対して特許権侵害に基づく差止請求及び損害賠償請求を日本の裁判所に提起する場合、どのような問題があるか。YAは、たまたま、本件紛争とは全く関連しない日本国特許権を有する。



(2) 問題意識

このような事例は、実際によくある事例だと思えます。YJは小さな会社であり、コストを抑えるために在庫は持たず、賃料などの経費もYAが払っており、YJの営業実績に応じて、YAからお金が支払われるシステムになっていることが多いようです。YJは営業活動しか行わず、直接、日本国内での売買は行いません。YAは、日本で実質的な活動をしていませんが、YJが日本で営業活動をしているおかげで、日本で

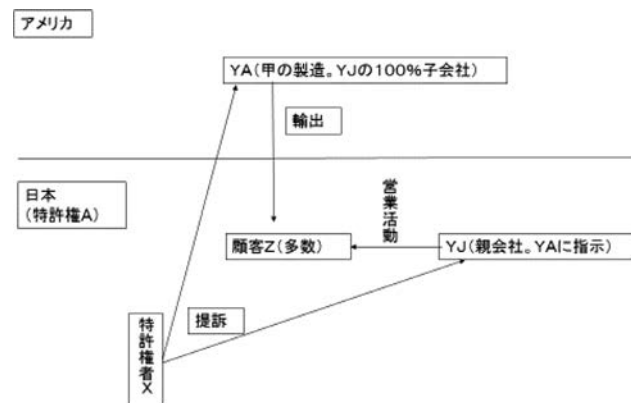
製品を売ることができます。

論点としては、①米国法人 YA に対する国際裁判管轄が認められるか、②準拠法をどうするか、③カードリーダー事件最高裁判決⁽²⁾との関係で、国外の特許権侵害惹起行為に対して、共同不法行為責任が問えるかなどが考えられます。

2 事例2—親会社が日本法人 YJ

(1) 事例の概要

日本企業 X が有する日本特許権 A の技術的範囲に含まれる製品甲を、米国企業 YA が米国で製造し、日本に向けて輸出している。YA は日本の会社である YJ の 100 パーセント子会社であり、YJ は日本で製品甲に関する営業活動をしており、YA は YJ の指示で行動している。X が特許権侵害に基づく差止請求及び損害賠償請求を日本の裁判所に提起する場合、どのような問題があるか。



(2) 問題意識

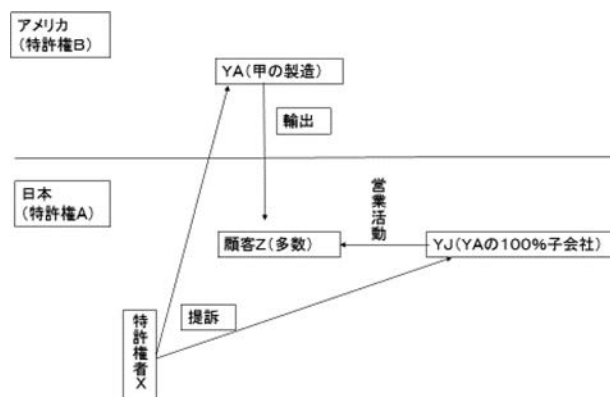
事例1とは、YA と YJ の立場が反対で、YJ が YA の親会社になっています。YJ が日本で製品甲の売買をすると特許侵害に問われてしまうことから、YJ は、営業活動だけを日本国内で行い、米国子会社 YA に指示をして、YA が製品甲を販売するという事例です。

論点としては、YA の行為を含めて YJ の行為と評価できるか（例えば、YA の法人格を否認するなどして YA の行為を含めて YJ の実施行為と評価できるか）。仮に、これができるとすると、実施行為とは事実行為だけではなく、法的評価をも含むかという点にあります。なお、この事例で YJ に対して侵害の責任を追及できないとすれば、日本の特許権の侵害の責任を免れることは非常に簡単になってしまうと思われます。

3 事例3—米国特許権に基づく日本での提訴

(1) 事例の概要

米国企業 YA は、アメリカで製品甲を製造し、日本に輸出している。X は日本特許権 A に対応する米国特許権 B を有している。X が特許権 B に基づき米国での製造等の差止めや損害賠償などの請求を日本の裁判所に提起する場合、どのような問題があるか。なお、特許権 A に基づく訴えについては、日本に国際裁判管轄があることを前提とする。



(2) 問題意識

事例1との相違点は、特許権者 X が、日本の特許権 A に対応する米国特許権 B も持っているという点です。米国特許権 B に基づいて、YA を日本で提訴できるかということが問題です。

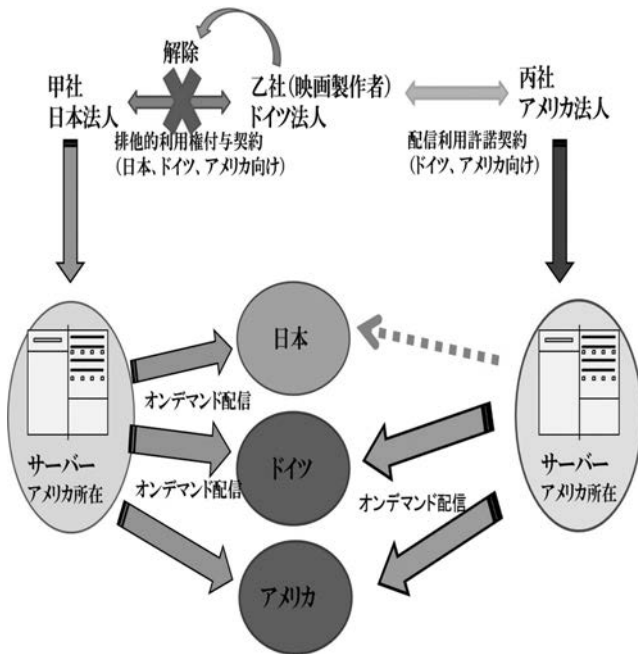
さらに、特許無効の抗弁を、侵害訴訟で主張することができる国とできない国がありますので、米国特許権に対する無効の抗弁を日本の裁判所で主張できるかについてもお聞きしたいと思います。無効の抗弁の主張の可否が手続法の問題であれば、国際私法の適用はなく、日本の裁判所の侵害訴訟において、無効の抗弁が許されない国の特許権に対しても、無効の抗弁を主張できるのではないかと、しかし、実体法の問題ならば、無効の抗弁の主張は管轄的というと〔登録国の〕専属〔管轄〕になる関係で主張できなくなるのかが問題になると思っています。

第3 問題提起 (著作権)

【東弁知的財産権法部部員 市村直也弁護士】

1 事例

市村です。著作権の事例について、次の「図」を見ながら、説明します。



日本法人「甲社」は、ドイツ法人「乙社」との間で、「映画 a」を日本・ドイツ・アメリカ向けにインターネットを使ってオンデマンド配信をする排他的利用権を付与する契約を日本で締結しました。準拠法や国際裁判管轄の定めはありません。甲社は、サーバーをアメリカに置き、日本・ドイツ・アメリカ向けに、映画 a の有料オンデマンド配信事業をしています。

ところが、その後、甲社と乙社とが不和になり、乙社は甲社との契約を一方的に解除し、今度は、米国人「丙社」に、同じ「映画 a」のオンデマンド配信を許諾する契約を締結しました。丙社は、その契約に基づいて、やはり米国内のサーバーから、今度はアメリカとドイツ向けの配信をしています。ただし、日本から事実上アクセスする人もいました。甲社は一方的に受けた「解除には理由がない」と考えています。

2 国際裁判管轄の問題

まず、国際裁判管轄が問題になります。事例において、日本法人甲社はアメリカ法人丙社の映画 a の配信を差し止めるために日本で訴えを提起するに当たり、①どのような請求であれば、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、また、②そのために、甲社は、どのような事実を証明する必要があるかという点が論点となります。

国際裁判管轄については、平成 23 年の民訴法改正⁽³⁾により新設された国際裁判管轄の条文の解釈の問題になります。被告の普通裁判籍（民訴法 3 条の 2）は日本にありませんので、特別裁判籍を考えることに

なります。

まず、不法行為に基づく国際裁判管轄（民訴法 3 条の 3 第 8 号）が考えられます。そのとき、原因行為発生地と結果発生地が問題となります。それから、結果発生については、その予見可能性が問題となります。また、不法行為の国際裁判管轄が認められるために、原告はどれだけの証明をしなければならないかという点については、学説上の争いがあります。なお、最高裁は、「客観的事実証明説」を採用し、故意・過失という主観的事実の証明を不要とし、被告の行為により原告の法益が侵害され、損害が生じたとの客観的事実を証明すれば、不法行為の国際裁判管轄は認められるとされています⁽⁴⁾。

次に、排他的な利用権の財産所在地に基づく国際裁判管轄が認められるかどうか問題となります。甲の乙に対する確認請求との関係では認められるかもしれませんが、乙に対する確認請求に基づいて、丙に対する差止請求について併合請求の管轄（同法 3 条の 6）が認められるかどうか問題になり得ます。

一般に国際裁判管轄が認められる場合でも、「特別な事情がある場合には訴えの却下ができる」という規定（同法 3 条の 9）の適用があり得ます。本件では、丙社は契約に基づいてドイツ及びアメリカのみで配信していたところ、甲社と乙社の紛争に巻き込まれています。このような場合にも、丙社に対する請求について、日本に併合管轄が認められるべきかが問題になり得ます。

3 準拠法の問題

次に、準拠法が問題になります。事例でいえば、甲の契約解除の有効性、著作物の排他的利用権の有無、配信の差止請求又は損害賠償請求の存否などの実体法上の問題は、いずれの国の法律によって判断されるかという問題です。

準拠法については、法の適用に関する通則法の条文の解釈になります。契約解除の有効性やその排他的利用権の有無の準拠法は、契約の準拠法（通則法 7 条）になると思います。契約の準拠法については、幾つか裁判例があり、「債権行為と物権行為は別々の単位法律関係と見る」という考え方が取られています⁽⁵⁾。

著作権に基づく差止請求の準拠法は、著作権の効力の問題ですので、物権に関する通則法 13 条に準じて著作権の所在地法によることになり、日本、ドイツ、

アメリカの著作権ごとにその国の法律が適用になると考えられます。ただし、ドイツでは著作権の譲渡が認められておらず（ドイツ著作権法 29 条）、代わりに排他的利用権の付与契約ができるとされていることから（同 31 条）、本件では、ドイツにおける排他的利用権の付与契約につき、日本においては著作権の譲渡とみて、差止請求が認められるかどうかなどが問題になり得ます。

損害賠償請求の準拠法は、不法行為の準拠法により、原則として、加害行為による結果が発生した地の法律によるとされます（通則法 17 条本文）。日本、アメリカ、ドイツのそれぞれの国で結果が発生すれば、それぞれの法律が準拠法になります。しかし、通則法 17 条ただし書は「その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」と定めています。本件においては、例えば、日本における侵害、日本に対する配信行為の予見可能性が問題にならうかと思えます。

第 4 御講演（総論）

【知的財産高等裁判所 中村 恭判事】

知財高裁第 2 部の中村です。まず、準拠法や国際裁判管轄を考えるに当たって留意すべき点として、若干の指摘をさせていただきます。

まず、準拠法の決定のプロセスを、「国際私法規定の適用の要否、法性決定、連結点の確定、準拠法の特定、準拠法の適用」と整理してみました。

この「国際私法規定の適用の要否」については、「当該事案は、国際的要素、渉外的要素を有するか否か」という観点と、「当該事案の法律関係が公法的法律関係か否か」という観点の二つの観点から考えるべきではないかと思えます。

前者は、それがなければ準拠法を決定する問題に入る必要もないということです。後者は、国際私法は私法関係を対象とするので、公法的な法律関係には適用の必要はないということです。ちなみに、公法的法律関係については、端的に、その法律がどこまで適用範囲があるかという点からアプローチをし、他方、国際私法は、逆に、その法律関係に適用される法規は何かという点からアプローチをします。

「国際裁判管轄規定の決定手順」については、国際裁判管轄と準拠法は、どちらを先に決めるのかという点を指摘できます。裁判では、国際裁判管轄は本案前の

問題なので本案の判断よりも先に判断し、準拠法は本案の問題ですから、本案前の問題の次に判断します。ただ、外国の法律関係を目的とした事件の場合、何に基づいて管轄に関する国際民事訴訟法の法律概念を決めるのが問題になります。例えば、「履行地」（民訴法 3 条の 3 第 1 号）や「請求の目的」（民訴法 3 条の 3 第 3 号）や「不法行為があった地」（民訴法 3 条の 3 第 8 号）をどの国の法律に基づいて定めるかです。学者の見解は必ずしも一致していません。余りいわれてはいませんが、おそらく、国際裁判管轄においても、これを、法廷地の実質法（日本の民法）によるか、国際民事訴訟法（日本の民事訴訟法中の国際裁判管轄の規定部分）独自の立場で解釈するか、あるいは準拠実質法（外国法）に基づいて解釈するかという立場が考えられます。これについては、国際民事訴訟法独自の立場で解釈するのが適切と考えました。

第 5 御講演（特許権）

【知的財産高等裁判所 柵木澄子判事】

知財高裁第 4 部の柵木でございます。このような機会を頂戴しありがとうございます。御提示いただいた事例について、中村判事と検討しましたことを、私見ながらお話しいたします。

1 事例 1 について

事例 1 は、高部判事と大野弁護士の講演録⁶⁾と共通している部分が多くありますので、参考にさせていただきました。

特許権者 X の代理人の立場から、① YA に対する請求の法律構成、②国際裁判管轄、③準拠法について、順に検討いたします。

（1）YA に対する請求の法律構成

準拠法の問題を先取りするようですが、まず、日本法を前提に、YA に対して差止め、損害賠償を請求する場合、どのような法律構成を採ることができるかを検討します。

ア YJ の行為に着眼する法律構成

まず、YJ の日本における営業活動を、実施行為である「譲渡の申出」に該当するものとして法律構成することが考えられます。なお、譲渡の申出が譲渡の前提としての活動であることから、譲渡の申出に該当するためには、当該譲渡が日本で行われることが前提となるという指摘があります⁷⁾。したがって、日本におけ

る製品甲の譲渡が予定されているといえるような事実関係が必要になると思います。また、譲渡の申出に該当するためには、①譲渡の申出に際し、申出者が譲渡対象物を所持若しくは占有し、又は所有権を有することが必要か、②譲渡行為は申出者自ら行うものに限定されるかという問題点の指摘もあります⁽⁸⁾。この法律構成を採る場合は、これらの点の検証も必要と考えます。

そして、YJの営業活動が譲渡の申出に該当するときは、YAを譲渡の申出の共同不法行為者として捉えることが考えられます。その場合、YJはYAの100パーセント子会社ですので、YAを共同正犯として法律構成できるのではないかと考えます。本件においては、YAとYJ間の主観的関連共同性、すなわち、共同して実行行為をする意思は認められやすいと思いますので、YAとYJ間の客観的関連共同性、すなわち、共同行為者の行為が客観的に関連し、共同し合っただけで損害を生じさせるような関係にあるかという点についての検証が重要になると考えます。さらに、YJがYAの手足であり、実質上、YJの行為がYAの行為であると評価できるような事実関係があれば、YAをいわば間接正犯、すなわち、譲渡の申出という実施行為の主体と捉える法律構成も考え得るのではないかと思います。

イ 顧客Zの行為に着眼する法律構成

次に、顧客Zが製品甲を日本国内に輸入していることに着目し、YA及びYJの行為を法律構成することが考えられます。しかし、この法律構成を採る場合、Zによる輸入が「業」として行われたものでないと、YA及びYJの責任を問うことが難しいため、ここでは、Zが業として製品甲を輸入していることを前提とします。

その場合、YAによる日本に向けた製品甲の輸出は、顧客Zの特許法2条3項1号の「輸入」を補助する行為であり、YJによる営業活動は、顧客Zの「輸入」を教唆する行為と捉えることが考えられます。

また、上記アと同様に、YAとYJ間に客観的関連共同性を肯定し得る事実関係があれば、YAをZによる「輸入」を共同して教唆する行為を行った者として法律構成することも考えられます。なお、一般的なイメージ図からは誤解を招きやすいのですが、譲渡は、国内か国外のいずれかで完結しているものであり、国境をまたいだ「譲渡」というものは、比喩的にはともか

く、法律的には考えにくいのではないかと思います。

ウ 法律構成の違いによる差止及び損害賠償請求の可否

ここで、YAの行為を、実施行為の正犯行為と捉える場合と、幫助又は教唆と捉える場合とで、差止め及び損害賠償請求の可否に違いが生じるかについても検討する必要があります。

YAの行為を実施行為の正犯行為と捉える場合は、YJによる「譲渡の申出」は、日本国内の行為ですから、域外適用の問題は生じないことになり、また、正犯ということですから、差止め及び損害賠償請求にも問題はありませぬ。

一方、YAの行為を顧客Zの「輸入」の「幫助」と法律構成する場合には、特許法に幫助・教唆に対する差止請求を認める規定がないことから、差止請求を認めるのは困難になるかと思えます⁽⁹⁾。

また、損害賠償請求ですが、日本国特許権を日本で侵害する行為を外国において教唆・幫助した者が、共同不法行為による損害賠償責任を負うかについては、肯定・否定の両説が考えられます。否定説によれば、国外における幫助者又は教唆者の責任を問う規定のない現行法のもとでは、顧客Zの輸入の幫助というYAの行為について、損害賠償請求は認められないことになると思えます。

また、YAの行為をYJの顧客Zに対する輸入の共同の教唆と法律構成する場合は、教唆行為は日本で行われていることから、差止請求は認められないものの、損害賠償請求は認められることもあり得るのではないかと考えました。

(2) 国際裁判管轄

国際裁判管轄の検討は、YJの営業活動が特許法2条3項1号の「譲渡の申出」に該当することを前提に行います。

ア YJの裁判管轄

YJは、日本国内に住所地を有していますので、差止め及び損害賠償請求について、ともに日本に裁判管轄が認められることに特に問題はないと思えます。

イ YAの裁判管轄

YAについては、まず、差止め、損害賠償請求のそれぞれについて管轄原因を検討し、その後、YJに対する請求と併合することによる管轄原因、すなわち主観的併合管轄について触れたいと思えます。

(ア) 差止請求

a 事業遂行地管轄（民訴法3条の3第5号）

民訴法3条の3第5号は、外国の事業者が日本国内に事務所又は営業所を設置することなく日本の法人又は個人と取引を行った場合に、その取引に係る訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することを規定したものとされています。本号が適用できるかについては、YAが「日本において事業を行う者」に該当するか、当該訴えがYAの「日本における業務に関するもの」といえるかによります。XのYAに対する差止め及び損害賠償請求は「不法行為」に基づく訴えですので、YAの日本における業務に関するものとはいえず、本号を管轄原因とすることはできません。

b 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）

民訴法3条の3第8号は、「不法行為があった地」が日本国内にあるときは日本に管轄があることを規定したものです。本号の「不法行為に関する訴え」は、民法709条以下に規定される不法行為だけでなく、その他の法令に規定する違法行為に基づく損害賠償請求に関する訴えも含むとされています。また、平成26年のアナスタシア事件の最高裁判決⁽¹⁰⁾、あるいは、平成16年の最高裁決定⁽¹¹⁾は、差止請求も含むと判示しています。

本号の「不法行為があった地」には、加害行為が行われた地と、結果が発生した地の双方が含まれます。結果発生地については、2次的、派生的な結果が発生した地を含むかという議論があり、立法担当者の解説によれば、不法行為があった地は事案ごとに判断されるものであり⁽¹²⁾、直接的な結果の発生地に限るといような説明はされておられません。また、直接的な結果の発生地に限定する見解においても、経済的損害の場合には、結果が直接的なものか派生的なものかを判断するのが非常に困難な場合もあるということです⁽¹³⁾。コンメンタールには、その例として、外国で行われた特許権侵害等の結果、日本企業の利益が減少した場合が挙げられており、減少した利益の発生地も考慮して結果発生地を検討すべきであると記載されています⁽¹⁴⁾。なお、加害行為地に関しては、単に共謀行為や準備・予備行為が行われた地というだけでは足りず、少なくとも実行行為の一部が行われている必要があるとされています⁽¹⁵⁾。

ここで、差止請求における不法行為地管轄に関連し、アナスタシア事件を紹介します。

上告人はカリフォルニア州法人で、「アナスタシア・テクニカル・サービス」と呼ばれる眉のトリートメント技術及び情報を保有していました。上告人は日本法人に対し、日本国内における本件技術等の独占的使用権を付与し、当該日本法人の従業員であった被上告人らが、カリフォルニア州にある上告人の施設において本件技術等の開示を受けました。その後、被上告人らは、日本において被上告人会社を設立し、その取締役役に就任し、本件技術等を使用したため、上告人が被上告人らに対し、本件技術等の不正開示及び使用を理由に、カリフォルニア州裁判所に対して、カリフォルニア州民法典に基づく損害賠償及び差止めを求める訴えを提起した事案です。カリフォルニア州裁判所は、被上告人らに対し、損害賠償のほか、日本国内及び米国内における本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命じました。

上告人は、この判決について執行判決（民事執行法24条）を求めて東京地方裁判所に訴えを提起しました。そして、カリフォルニア州裁判所に国際裁判管轄（いわゆる間接管轄）（民訴法118条1号）が認められるかが争点とされました。原審の東京高等裁判所⁽¹⁶⁾は、日本国内における被上告人らの行為により、上告人の損害が米国内で発生したことを証明できなければならないが、その証明がないため、米国判決については、損害賠償を命じた部分及び差止めを命じた部分のいずれについても、間接管轄を認める余地はないとして、上告人の執行判決の請求を棄却しました。

最高裁は、民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」は、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えも含み、また、同号の「不法行為があった地」には、違法行為が行われるおそれのある地や権利利益を侵害されるおそれのある地も含むとしました。そして、民訴法118条1号の間接管轄の有無を判断するに当たり、民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」が当該外国裁判所の属する国にあるというためには、被告が原告の権利利益を侵害する行為を同国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が同国内で侵害されるおそれがあると

の客観的事実関係が証明されれば足りるとし、原判決を破棄して本件を東京高等裁判所に差し戻しました。また、最高裁は、差止請求部分に間接管轄を認める余地がある以上、損害賠償を命じた部分についても、民訴法3条の6の併合管轄の規定に準拠しつつ、条理に照らして間接管轄を認める余地もあつたとしていました。

アナスタシア事件は、民訴法118条1号の間接管轄についての判決ですが、民訴法3条の3第8号の解釈は、直接管轄についても妥当するものと考えられます。これによるならば、直接管轄の場合にも、被告が原告の権利利益を侵害する行為を日本国内で行っておらず、又は、原告の権利利益が日本国内では現実に侵害されていない場合でも、被告が原告の権利利益を侵害する行為を日本国内で行うおそれがあるか、日本国内において原告の権利利益が侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば、日本に国際裁判管轄が認められることになると考えられます。

なお、アナスタシア事件の判示中の「客観的事実関係の証明」に関してですが、ウルトラマン事件⁽¹⁷⁾では、日本に住所等を有しない被告に対して提起された不法行為に基づく損害賠償請求について、日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りるとし、客観的事実証明説を採用しました。立証の対象が客観的事実関係に限定される一方で、立証の程度は「証明」とされています。同判決の調査官解説によれば客観的事実関係の内容としては、①原告の被侵害利益の存在、②被侵害利益に対する被告の行為、③損害の発生、④被告の行為と損害の発生との事実的因果関係であるとされ、不法行為の要件のうち、故意・過失、違法性、相当因果関係、損害の額は除く趣旨であると説明されています⁽¹⁸⁾。なお、加害行為地又は損害発生地が日本国内であることは、条文上、当然に要求されています。差止請求の場合は、アナスタシア事件から、[1]原告の被侵害利益の存在のほか、[2]日本国内で被告が原告の権利利益を侵害する行為をするおそれ、又は原告の権利利益が侵害されるおそれを証明することでもよいものと考えます。なお、②の「被侵害利益に対する被告の行為」に関しては、被告の

行為と特許権との客観的関連性（構成要件の一部該当性や特許発明の実施品との類似性など）を立証すれば足り、技術的範囲の属否までの立証は不要とするのが相当と考えます。

YAをYJによる譲渡の申出の共同正犯として差止めを求める場合には、後で言及する富士通事件で判示されている共同不法行為としての客観的関連共同性を基礎づける具体的な事実関係が立証されれば、YAに対する差止請求について不法行為地管轄が肯定されるものと思われます。具体的な事実関係の例としましては、譲渡の申出についての指示、YAとYJとの資本関係、人的関係などが考えられます。なお、これは、YAについての不法行為の立証の問題であり、主観的併合の要件とは異なります。

(イ) 損害賠償請求

a 債務履行地管轄（民訴法3条の3第1号）

民訴法3条の3第1号の債務履行地管轄の対象となる訴えは、財産権上の訴えのうち契約上の債務に関する訴えですので、不法行為に基づく損害賠償請求は対象になりません。

b 財産所在地管轄（民訴法3条の3第3号）

民訴法3条の3第3号の「金銭の支払を請求するもの」には、不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得返還請求も含むと考えられています。また、同号の括弧書きの中で「財産の価額が著しく低いときを除く。」とされていますが、その趣旨には争いがあり、強制執行をして債権を回収するに足る絶対的な価値があるか否かで判断されるとする説と、請求額との関係で相対的に判断されるとする説とがあります⁽¹⁹⁾。

例えば、請求額が100億円で差押可能財産の特許権が100万円という財産価値である場合、前者の見解であれば「著しく低い」とはされない可能性が高いですが、後者の見解ですと「著しく低い」とされる可能性があります。

事例1では、YAの有する日本国特許権の価値と請求額との対比により国際裁判管轄の有無が判断され、YAの有する特許権の価値が相当額のものであれば、損害賠償請求については、本号による管轄も認められ得ることになると思います。

c 不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）

損害賠償請求においても民訴法3条の3第8号の

管轄が考えられます。日本国特許権 A に対する加害行為の結果発生地は日本であり、また、直接の輸出相手国の自社製品に関する特許権の存在を知らないとの弁解は通じませんから、結果の発生を通常予見することができない場合には該当しないと考えます。

ここで、不法行為地管轄を検討するうえで、参考になる判例等をご紹介します。

(a) カードリーダー事件⁽²⁰⁾

日本法人 Y が、日本人 X が有する米国特許権 B の技術的範囲に属する甲製品を日本国内で製造し、米国に輸出し、Y の 100 パーセント子会社である Z が米国においてこれを輸入し販売していました。X は、Y による甲製品の輸出等が米国特許法 271 条 (b) に規定する特許権侵害を積極的に誘導する行為に当たり、Y は米国特許権 B の侵害者として責任を負うとして、Y に対して、米国に輸出する目的で、日本国内で甲製品を製造すること等の差止め及び損害賠償等の請求をした事案です。

最高裁は、属地主義の原則に則り、特許権の効力が自国の領域外における積極的誘導行為に及ぶという米国特許法 271 条 (b) のような規定を持たない日本の特許法及び民法の下においては、これを認める立法又は条約のない限り、領域外において特許権侵害を積極的に誘導する行為について違法ということはできず、不法行為責任を肯定することはできないのであって、本件は、法例 11 条 2 項 (現・法の適用に関する通則法 22 条 1 項) に該当し、損害賠償請求は法律上の根拠を欠く旨判示しました。

なお、このカードリーダー事件には補足意見及び反対意見が付されており、国外で日本の特許権侵害を積極的に誘導する行為が行われ、国内で特許権侵害者の直接侵害行為が行われた場合に、侵害を積極的に誘導した者は、国内における特許権侵害に加担した教唆者又は幫助者として損害賠償責任を負うと解すべきかという点についても論じられています。

カードリーダー事件の多数意見の考え方を推し進めると、日本国特許法では、日本国特許権を侵害する行為を外国において教唆・幫助しても違法にはできないとも思われます。国際裁判管轄が認

められたとしても、結局、請求棄却になるのであれば、訴訟提起をしても実益がないことになりすから、請求を立て国際裁判管轄を考える際に、その点も検討しておく必要があると考えます。

次に、カードリーダー事件後の裁判例で、国際裁判管轄を考える上で参考になる裁判例を御紹介します。

(b) 富士通事件⁽²¹⁾

米国法人 YA は、米国において、日本国特許権 a (データ伝送方式に関する発明) の間接侵害品である甲製品 (モデム用チップセット) の製造販売を行っており、甲製品は、米国において日本法人 A に販売された後、A によって日本国内に輸入されていました。A は甲製品を利用して完成品 (ADSL モデム) を製造し、当該完成品を第三者に販売していました。また、YA は、日本法人 B に、甲製品の心臓部であるウエハを製造させ、YA の 100% 子会社である日本法人 YJ は、日本において甲製品の販売のサポート活動をしていました。そこで、特許権 a を有していた日本法人 X が、①日本法人 A が、甲製品を輸入し、甲製品を内蔵した製品を日本国内で顧客へ譲渡したことから、特許権 A の間接侵害行為をしており、YA 及び YJ は、A の行為について共同不法行為が成立するとして、YA 及び YJ を訴えた事案です。

このほか、X は、予備的に、② YA 及び YJ による甲製品の譲渡行為は、日本国内で行われていると評価することができる、③ YA 及び YJ は、日本国内において甲製品の譲渡の申出をしている、④ YA 及び YJ は、甲の心臓部であるウエハを日本法人である B に日本国内で製造させているが、B の行為は YA 及び YJ によるものと評価できるとの主張をしています。

東京地裁は、共同不法行為における国際裁判管轄について立証すべき客観的事実は、[1] 実行行為、[2] 客観的関連共同性を基礎づける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実、[3] 損害の発生、[4] 事実的因果関係であるとし、YA は、A により甲製品が輸入され、さらに A により完成品 (侵害品) に組み込まれた形で譲渡されることを認識しており、そのような認識の下で A に対して積極的に甲製品の販売活動を行ったことから、YA の行為は A の行

為と客観的関連共同性がある、YA の営業行為は、A の行為の幫助又は教唆と評価できるので、YA と A には民法 719 条 1 項又は同条 2 項の共同不法行為が認められる。したがって、①の主張に基づく請求については、YA に対する損害賠償請求について不法行為地管轄が認められるとしました。また、②から④の主張に基づく請求についても、密接関連性が認められるので、YA に対する請求について、客観的併合請求による管轄が認められるとしました。

このように、富士通事件においては、YA の行為を国外における教唆・幫助の共同不法行為と構成した場合の損害賠償請求について、国際裁判管轄が肯定されています。

(c) 日本電産事件⁽²²⁾

韓国法人 Y が日本国内から閲覧可能な日本語のウェブサイトにおいて、製品甲の紹介や販売に関する問合せフォームを設けていたところ、日本法人 X が、製品甲はその有する日本国特許権 A の侵害品であるとして、差止め及び損害賠償を請求した事案です。

第一審判決は、日本の国際裁判管轄は認められないとして訴えを却下しましたが、この判決は、韓国法人 Y による甲製品の譲渡に関する申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてされたことが立証されたかにより、国際裁判管轄があるかどうかが決定的としました。そして、韓国法人 Y が日本向けのホームページを開設していること、日本で営業活動をしていること、甲製品が日本国内で流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すると、韓国法人 Y による申出の発信行為とその受領は日本国内でされたものと認められるとして、日本に国際裁判管轄が認められるとしました。

日本電産事件の判示によれば、インターネットを用いた侵害については、受信地が日本国内にあれば、不法行為地管轄を肯定できることとなります。

(d) エピクロロヒドリン事件⁽²³⁾

中国法人 Y が、中国国内で「エピクロロヒドリン」と称する製品甲を製造し、これを中国において日本法人丙（商社）に販売し、丙は同製品を日

本に輸入し、日本国内で販売していました。Y は、製品甲が日本国内に輸入され日本国内で販売されることを認識していましたが、Y と丙間の取引は独占的なものではありませんでした。このような事案において、日本国特許権 A を有するベルギー法人 X が Y に対して、Y と丙との共同不法行為による特許権侵害に基づく損害賠償を請求した事案です。

エピクロロヒドリン事件は、証明すべき客観的事実関係について、富士通事件と同旨の判示をした上で、Y が、丙による甲製品の日本国における輸入及び販売を認識し、日本で特許権侵害の問題が生じたときは、Y において問題を解決する旨の表明をしていた事実が認められたとしても、これらの事実だけでは、一般的な製造業者と商社との間の国際商取引の範囲を超えるものではなく、Y の行為と丙の行為との間の関連共同性を基礎づけることはできないとして、不法行為地管轄を認めませんでした。

(e) 裁判例の考察

以上の判例等を考察しますと、国外における教唆・幫助のように国外で完結している行為でも、日本国内で結果を発生させている場合には、不法行為地管轄により国際裁判管轄が認められ得ると考えられます。

しかしながら、国外で教唆・幫助した者が共同不法行為による損害賠償責任を負うかという点については、カードリーダー事件の補足意見・反対意見にあるように、肯定・否定の両説が考えられます。結局のところ、特許法の属地主義という観点から、国外で完結している特許権侵害行為は日本法上違法とはならないと解釈される可能性が高いことから、この問題を解釈論により解決するには限界があり、立法的に解決することが相当であるという指摘もされています⁽²⁴⁾。これらの指摘からも、本案において、教唆・幫助を根拠とする特許権侵害で損害賠償請求が認容されるとすることは難しいかと思えます。

他方、YA を YJ の共同行為者として法律構成しますと、本案で特許権侵害として損害賠償請求が認容されることもあり得るのではないかと考えます。ただし、YA を共同行為者として請求を立てるためには、国際裁判管轄の点においても、本

案においても、共同行為者といえるような客観的関連共同性を基礎づける事実の証明が必要となります。そのような事実関係があるかについては、十分な検討を加えておく必要があると思います。

(ウ) 応訴管轄（民訴法3条の8）

民訴法3条の8により、YAが応訴すれば、国際裁判管轄が認められます。実務上、他の管轄原因がなく、応訴管轄しか生じ得ないような場合に、外国送達をすることは、相手方の不用意な答弁に乗じて国内で審理する事態ともなりかねず、悩みどころです。日本で審理すべき合理性を著しく欠くような場合には、外国送達をするまでもなく民訴法3条の9の特別事情による訴えの却下をすることになるでしょう。

ウ YJとYAとの主観的併合における管轄

民訴法3条の6ただし書は「数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場合に限る」と規定していますので、主観的併合の場合には、請求の密接関連性に加え、「訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づく場合」という要件が必要になります。

(3) 準拠法

準拠法については簡単に確認します。まず、YJに対する請求については、日本法によることで問題ないと思います。

次に、YAについてですが、差止請求については、カードリーダー事件にもあるとおり、法性決定は「特許権の効力」になります。法の適用に関する通則法には、特許権の効力についての規定はなく、条理に基づくこととなりますが、特許権の最密接関係地は登録国ですから、事例1であれば、特許権Aの登録国である日本法が準拠法になると思います。損害賠償請求については、「不法行為」と法性決定されます。そして、通則法17条で「結果発生地の法」となり、日本国特許権の侵害は日本で発生しますので、日本法が準拠法になると思われます。また、通則法21条により、当事者は準拠法の変更の合意をすることができますので、合意があれば、外国法を適用することも可能です。

2 事例2について

事例1について検討したことが、そのまま当てはまると思います。ただし、事例2は、事例1と異なり、

日本法人であるYJが親会社で、YJの指示で、YAが甲を製造し日本に輸出しているという事実関係があり、日本法人の方を主とすることができるので、事例1の場合と比較し、法人格否認法理が有益であると思います。

ただし富士通事件では、YJがYAの営業所と同視できるとして、法人格否認法理が問題となりましたが、YJがYAの100パーセントの出資による子会社であること、営業所の賃料をYAが払っていること、YAがYJのことを「ジャパン・セールス・オフィス」と呼んでいたり、営業所として紹介していたりしたことをもってしても、YJの法人格が形骸化しているとはまではいえないとし、法人格の否認の主張を認めませんでした。

事例2の事実関係のみで法人格否認を判断することは困難ですが、子会社YAの法人格が形骸化していることを基礎づける具体的な事実関係があれば、法人格の否認が認められることもあり得ると思います。もっとも、外国法人の法人格の否認は、資料収集という立証面を考えても、日本法人の法人格を否認する場合にも増して、ハードルは相当に高くなると思われます。

仮に、YAの法人格が否認され、YJが譲渡の申出、甲の製造、日本への輸出という一連の行為を行っていると評価し得る場合には、一部の行為が国外で行われていても、行為を全体として見て、日本国内において譲渡をしたものと評価することもあり得るのではないかと個人的には考えます。

3 事例3について

事例3は、米国特許権Bに基づくYAに対する訴えの国際裁判管轄と準拠法が問題となっています。外国特許権を当該外国において侵害する行為についての侵害訴訟を日本裁判所で審理すること自体は可能です。サンゴ砂事件⁽²⁵⁾などはそのような事案です。

事例3では、YAに対する日本特許権Aに基づく訴えについて、日本に国際裁判管轄があるとの前提になっております。米国特許権Bは日本国特許権Aに対応する米国特許権であり、日本国特許権Aの侵害の場面で問題となるYAの行為と、米国特許権Bの侵害の場面で問題となるYAの行為は共通していますので、両請求間の実質的な争点が同じであるといえ、密接関連性が肯定できると思います。そうしますと、米国特許権Bに基づくYAに対する訴えについ

ては、客観的併合請求における管轄原因の民訴法3条の6本文の適用が認められると考えます。

準拠法については、特許権Bの登録国は米国ですので、差止請求の準拠法は米国法となり、加害行為の結果発生地も米国であることから、損害賠償請求の準拠法も米国法となると考えます。

最後に、外国特許権に基づく侵害訴訟において特許無効の抗弁が提出された場合、どのように扱われるかという点について述べたいと思います。これについては、結論、理由付けについて分かれる幾つかの見解がございますので、それを挙げさせていただきます。

①民訴法の前提問題であり既判力が生じないため、前提問題として特許の有効性を判断して構わないとする見解⁽²⁶⁾、②明らかに無効と判断できる場合のみ特許無効の抗弁を採用し、かつ、その効果は相対効に限るとする見解⁽²⁷⁾、③準拠法における実体法の問題として、侵害訴訟で特許権の有効性を争うことが許される国の法を準拠法とする場合は無効の抗弁を主張できるが、許されない国の法が準拠法として適用される場合には無効の抗弁を主張できないとする見解⁽²⁸⁾、④訴訟手続において当事者がどのような主張をなし得るかを手続法上の問題と捉え、法廷地法により、国際私法独自の立場から国内事案における処理に準じて解決するとし、客観的かつ容易に判断し得るような無効理由に限り例外的に判断できるとする見解⁽²⁹⁾、⑤登録国が有効性判断について侵害訴訟裁判所の判断権限を認めないとしても、訴訟手続は法廷地法による原則に従い侵害訴訟裁判所を拘束しないとする見解⁽³⁰⁾があります。

事例3は、いずれの見解によっても米国特許権に対する無効の抗弁の主張及び判断が可能と思われます。ただし、④説は、進歩性や産業上の利用可能性の欠如など、技術的に高度かつ主観的な判断を要する無効理由に基づく場合には、日本の裁判所としては判断を控えるべきだとしています⁽³¹⁾。

第6 御講演（著作権）

【知的財産高等裁判所 中村 恭判事】

著作権の方の問題について、中村から説明させていただきます。

1 著作権の保護について

前提として、当該外国著作物が保護の対象になっているかの確定をしなければなりません。1971年のパ

リ改正のベルヌ条約に、我が国は昭和50年に、ドイツは昭和52年に、米国は昭和63年にそれぞれ加盟し、いずれもベルヌ条約の同盟国です。著作権は同盟国間で相互に保護されるので、著作物aは日本においても、日本の著作権を享有するものとして保護されます。ただ、根拠条文として、裁判例は、ベルヌ条約5条(1)を引くものと、3条(1)(a)を引くものに分かれています。

2 請求について

問題設定は、「どのような請求であれば日本の裁判所に管轄が認められるか」というものなので、まずは、紛争解決に資するような請求として考えられるものを、甲・乙の別、日・独・米の別、確認・差止・損害賠償請求の別に従って整理することができます。基本的には、排他的利用権の確認請求、配信行為の差止請求又は差止請求権の不存在確認請求、損害賠償請求を、甲・乙と日・独・米に割り振ることになります。

3 国際裁判管轄について

(1) 債務履行地管轄（民訴法3の3第1号）

多くの請求、訴えの類型がございますので、総論的な説明だけをいたします。

先ほど特許の関係で柵木判事から説明がありましたが、債務履行地管轄については、不法行為に基づくものは含まれません。また、債務の履行に関する条文がございますので、確認請求に適用があるかが問題となります。これについては、確認請求にも適用があるという考え方が示されています⁽³²⁾。

著作権の排他的利用権の履行地は、不作為義務の履行地、すなわち権利の所在地になると考えられます。著作権は、正確な言い方はともかく、日本国、ドイツ国、米国にそれぞれありますので、排他的利用権の履行地は、日本・ドイツ・米国にそれぞれ分かれます。

甲乙間の契約は一つであったと考えられますが、民事訴訟法3条の3第1号の適用は契約上の債務を基準にしますので、契約単位ではなく、履行義務ごとに管轄の有無を判断します。そして、日本・ドイツ・米国の排他的利用権は、履行義務内容としてはそれぞれ別のもものとして捉えるべきでしょうから、それぞれについて国際裁判管轄の有無を検討すべきものと考えました。

(2) 財産所在地管轄 (民訴法3条の3第3号)

財産所在地管轄には、給付訴訟のみならず確認訴訟も含まれるとされています⁽³³⁾。そして、一番強力な管轄原因は、「差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき」です。

事例では、ドイツ法人乙の日本国における著作権の排他的利用権という乙の財産がまさに日本にあります。

ただし、同号括弧書きの「財産の価額の均衡」の問題があります。しかし、日本国著作権の排他的利用権の価値と、その著作権自体の価値とは、論理的にほぼ見合うはずですので、著しく低いと認められることはまずないのではないかと思います。

(3) 事業遂行地管轄 (民訴法3条の3第5号) について

これは新しくできた非常に強力な管轄原因です。事例のドイツ法人乙は、日本法人甲と契約を結んでいますので、直接の関係者として、当然、「日本において事業を行う者」になるかと思えます。5号は、訴えの類型を特に制限するものではありませんが、訴えの内容は、「日本における業務に関するもの」と限定されているので、「業務」をどのように捉えるかが問題になります。乙の業務は、著作権の利用許諾をすること自体ではなく、著作権を利用することです。これは、各国、別々にされるものですので、「日本における業務に関するもの」は、日本における著作権を対象としたもの、すなわち、この著作権についての排他的利用権等に関するものに限られると考えられます。

(4) 不法行為地管轄 (民訴法3条の3第8号)

特許権の事例での説明にありましたように、不法行為地には、「加害行為地」と「結果発生地」の双方を含みます。また、準拠法における解釈と異なり、「差止請求」も「不法行為に関する訴え」に含まれることも、特許権の事例において説明がありました。インターネットを介する著作権侵害の不法行為地としては、アップロードからダウンロードまでの間の中で、いろいろ考えられますが、少なくともアップロードされた地は加害行為地になり、ダウンロードされた地は結果発生地になります。

このような拡散的な不法行為の場合、世界中の国々で被害が起きますので、世界中で不法行為地管轄が生じかねません。そのようなことから、括弧書きで、「結果の発生が通常予見することのできないものであった

ときを除く」とされています。

本号の括弧書きの趣旨は、立法担当者の解説には、このような場合には「特別な事情があるとして、第3条の9の規定により訴えが却下されることが少なくない」が、「定型的に日本の裁判所の管轄権が及ばない場合は、これを明確にした方が当事者の予測可能性及び法的安定性に資する」ためとあります⁽³⁴⁾。したがって、本号括弧書きの予見可能性は、より客観的、類型的に判断していくことがその趣旨に合致するのではないかと思います。

そのように考えますと、事例においてドイツ法人乙は、日本国も著作権aの市場として大きいとみたからこそ、最初に日本法人と契約をしたのでしょうし、日本からの個別のアクセスの制限措置もしていないものと理解しました。そのようなことを考えますと、「予見可能性はない」ということは少し難しいと思えます。

(5) 応訴管轄 (民訴法3条の8)

この説明は、特許権の事例のとおりです。

(6) 客観的併合請求における管轄権 (民訴法3条の6本文)

この点については、「ウルトラマン事件」⁽³⁵⁾が参考になります。ウルトラマン事件は、日本における著作権の確認請求と、タイ王国における著作権、著作権の利用権及び著作権の利用権付与契約に係る確認請求とが密接関連性を有するとしています。これは事例判断にすぎませんが、実質的な争点が同じであれば、並行的な知的財産権に関する確認請求とその利用権に関する確認請求とに密接関連性を認めてもよいと解釈できます。また、同じ知的財産に関する差止請求と損害賠償請求との密接関連性については余り異論はないと思えます。

事例の日本法人甲のドイツ法人乙に対する各請求は、もともと、乙の契約解除の是非をめぐる紛争であり、実質的な争点が同じですので、これらの請求について客観的併合請求により管轄が認められると思えます。

アメリカ法人丙に対する各請求については、どちらかといえば、丙に対する各請求は、争点を同じくしているため、密接関連性は肯定できるというように考えたいという程度の感触しか導き出せていません。

(7) 特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）

丙について、先ほど、日本における著作権侵害について定型的には予見可能性はあるとして、不法行為地管轄を肯定しました。しかし、設問の事例では、たまたま日本で受信した人がいるにすぎませんので、それで日本における訴訟に引き込まれることは公平を少し害すると思われれます。したがって、特別事情による訴えの却下がされやすいだろうと感じました。

(8) 国際裁判管轄の原因事実とその証明

不法行為地管轄の原因事実の証明については、既に特許権の事例に関して説明がありました。

債務履行地管轄については、債務履行地による管轄を認めるためには、原告と被告との間の当該債務の発生原因である契約が締結されたという客観的事実が証明されることが必要であるとする裁判例が1つ見当たりました⁽³⁶⁾。

4 準拠法について

著作権侵害の場合の準拠法の決定については、まず、ベルヌ条約5条(2)の解釈が問題になります。これが抵触規定（国際私法の規定）を含むかについては、国際私法の中で非常に大きな争いがあるようですが、基本的には、この条項中の「保護が要求される同盟国」の解釈によるようです。最近の裁判例では、同条項を抵触規則と解し、これに基づいて、差止請求は保護国法を準拠法とする裁判例が多いようです⁽³⁷⁾。

(1) 確認請求

ア 排他的利用権

排他的利用権の確認請求の準拠法の決定については、非常に悩むところでありました。まず、大前提として、著作権の移転の場合、法性を移転の原因関係である契約等の債権行為と、目的である著作権の物権類似の支配関係とに2分し、原因となる債権行為には法律行為の準拠法を、物権類似の支配関係については保護国法を適用します。これは確定した解釈であると思えます。問題は、排他的利用権の付与が、この著作権の物権類似の支配関係の移転といえるかどうかにあります。

裁判例は信託譲渡の事例が多く、排他的利用権について判示したものは1件しか見当たりませんでした。著名なウルトラマン事件の続きの事件で、「新ウルトラマン事件」⁽³⁸⁾と名前を付けました。この事件⁽³⁹⁾で

は、独占的利用権という言い方をしていますが、排他的利用権の付与を、契約等の債権行為と区別することなく法律行為の効力と法性決定して判断しています。少なくとも日本法においては、著作権の排他的利用権に物権類似の支配関係や差止請求を認めているわけではなく（損害賠償は認められます。）、これを譲渡の場合と同視することには躊躇を覚えます。

もっとも、だからといって、複数国にまたがる著作権の確認請求を全部1国の法律で処理するのは問題があります。そこで、保護国ごとに利用契約を分割して、それぞれの保護国法を最密接関係地法として準拠法を考えるか、そこまで行かなくても、単純に、別々に最密接関係地に従って準拠法を定めることが考えられます。

あるいは、法律行為については通則法7条が適用されるどころ、同条は、「当事者が選択した地の法による」としており、これには黙示の合意も含まれます。そこで、日本・ドイツ・アメリカそれぞれにおける排他的・独占的利用権が付与されていることから、当事者はそれぞれの国の法律を準拠法とする選択をしたと見て、準拠法を決定できるのではないかと考えました。

イ 差止請求権不存在確認

契約に基づく請求と考えれば、法律行為の効力の準拠法によりますから、排他的利用権の確認請求と同じになると考えられます。

(2) 差止請求

既に御説明いたしました。ベルヌ条約5条(2)により保護国（利用行為地）を準拠法とする裁判例が多いようです。

(3) 損害賠償請求

債務不履行に基づく損害賠償請求の準拠法については、通則法7条による法律行為の準拠法によります。排他的利用権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の準拠法については、通則法17条によります。「結果発生地」は日本国になります。

(4) 契約解除の有効性

契約の解除は、解除後の法律関係の「先決問題」という見方も考えられないではないですが、契約に関連する法律関係の中では、すべて準拠法を一致させるとすれば、契約解除についても、契約に付随する単独行為として契約準拠法によることになろうかと思えます。

第7 質疑応答

部員 特許権の事例2において、YAを被告としなくても、YJが実質的には単独でした一連の行為は、顧客から商品の注文を受けて、海外の工場・倉庫から顧客の下に直送するものと同様であり、端的にYJによる国内における譲渡と同視してよいとの御見解ですが、これは法人格否認と関係するのでしょうか。

中村判事 アメリカ法人YAの法人格が否認されれば、日本法人YJが、一連の行為をしているということがよりはっきりするであろうとの趣旨です。なお、事例1においても法人格を否認して、例えば、「YJは営業所にすぎない」としてもいいのですが、それだと、国内での譲渡行為があるとの構成がとれなくて、カードリーダー事件との抵触との問題が生じてしまい、事例2ほど有益な効果は生じません。

部員 アメリカ法人YAの法人格が否認されない、YJによる譲渡が認めにくいということですか。

柵木判事 必ずということではありませんが、「その全体の行為を一体で見て」というときに、法人がたくさんあると、なかなか「全部一体として」と見ることは困難です。そこで、YAについて法人格が否認されるような事情があるとすると、「YJの行為」というように、全体的に見て規範的な評価をしやすいということです。そうでないと、それぞれ法人格を持っていることを、いきなり「一体として見て」といっても、「そのような具体的な事実関係は、どのようなものがあるのだろうか？」ということになります。全体として日本で譲渡していると見るために、YAの法人格を否認する方が有益ではないかという発想です。

部員 顧客ZとYJの間に売買契約かあるような事例だと、恐らく問題ないと思いますが、YAと顧客との間で売買契約をして、YJはテレビCMなどだけで、物流には関与しないということは十分あり得そうな気がします。ただ、実際にYJが被告とされたとき、YJは営業活動のみで、アメリカの子会社YAが直接契約もし、物も流しているという言い訳は、筋が良くないので、恐らくは、YJは、素直に自分が売っている、譲渡しているという前提で争うと思います。

部員 事例2ですが、法人格否認とまではいわないが、アメリカ子会社YAは日本の親会社YJの指示で動いているということだけで、十分、YJを主体としての侵害行為にならないのでしょうか。法人格否認とまでいうと、全てを日本の親会社の行為と同視する強力

な状態となるので、そこまで全面的ではなくても、YJの「指示で動いている」限りで処理する可能性はありませんか。

柵木判事 事例2において、どのような事実に基づいて指示で動いていると認めるのかが問題となります。「指示で動いている」ことが、意思決定を含めて全てYJの言うままにしているのであれば、確かに法人格否認までしなくても、YJの行為と評価することはあり得ると思うのです。

しかし、「指示で動いている」といっても、YAに任せておくというレベルからYJの言うままに行動するというレベルまでいろいろあります。「指示で動いている」というのが具体的に事実関係に基づいて裏づけられれば、法人格否認まで行かなくともYJの行為と評価することはあり得ると思います。

部員 法人格否認が問題となるのは、本来は、その責任財産を捉える場面であり、ここでの話とは違えますよね。法人格否認にまでなれば全部が日本の親会社の行為ということになるのももちろん十分ですが、そこまでする必要ということはなく、指示で動いていればそれで日本の親会社に帰属すると認め得ることが多いのではないのでしょうか。例えば、近時のアメリカのアカマイのケース⁽⁴⁰⁾では、顧客の方でその機能を使わないこともできる状況で、でもサービス提供者が望ましいとする指示に従った行為をしているのを、その行為も提供者に帰属するものとして、結局サービス提供者単独による直接侵害を認定しています。こういうのと比較しても、「指示で動いている」のであれば十分なのではないか、法人格否認の話に結び付けるのは行きすぎかな、と思いました。

中村判事 事例2は、法人格否認でなければ解決できないという趣旨ではなく、共同不法行為でもいいのですが、武器の一つとして、法人格否認も考えられますよ、という趣旨です。

部員 差押財産に基づく国際裁判管轄ですが、特に特許権に関して言えば、大抵の世界的な企業は、日本にも恐らく出願しているので、日本にも多数の特許権があり、それを差押可能な財産と見れば、およそ特許権侵害訴訟であれば管轄が認められるのではないかと。その点について、少し御見解をお願いします。

中村判事 差押可能財産の価額の評価などが大変なので、その手間や費用を考えると、ほかの管轄原因があれば、その管轄によった方が得策であるとの判断があ

るのではないかと思います。それから、一般に過剰管轄の疑いのある条項ですので、この管轄のみだと特別事情により却下される可能性が高いので、ほかの管轄原因を探しているのではないかと推測します。

【後記】本講演は、東京弁護士会知的財産権法部において、平成27年10月13日に開催された中村判事及び柵木判事の御講演を録音し、当部部員原澤敦美弁護士及び丸田憲和弁護士の協力により反訳を校正した上で、中村判事及び柵木判事に御講演の箇所を、牧野弁護士及び市村弁護士に問題提起の箇所を、それぞれ加除訂正いただいたものです。

注

- (1) 高部眞規子＝大野聖二「渉外事件のあるべき解決方法」パテント65巻3号(平成24年)95頁以下。
- (2) 最一小判平成14年9月26日(平成12年(受)第580号)民集56巻7号1551頁＝判時1802号19頁＝判タ1107号80頁〔FM信号復調装置事件(いわゆるカードリーダー事件)〕。
- (3) 平成23年法律第36号。
- (4) 最二小判平成13年6月8日(平成12年(オ)第929号及び平成12年(受)第780号)民集55巻5号727頁＝判時1756号55頁＝判タ1066号206頁〔ウルトラマン事件最高裁判決〕。
- (5) 例えば、東京高判平成13年5月30日(平成11年(ネ)第6345号)判時1797号111頁＝判タ1106号210頁〔キュービー事件〕。
- (6) 高部＝大野・前掲注(1)95頁。
- (7) 松本司「『譲渡等の申出』と属地主義の限界」中山信弘ほか2名編『知的財産権法理と提言(牧野利秋先生傘寿記念論文集)』(青林書院、平成24年)169頁、横山久芳「『実施』概念を通してみる『譲渡等の申出』概念の意義」同書200頁。
- (8) 高部＝大野・前掲注(6)95頁、牧野知彦「特許法における『譲渡』行為概念についての一考察」知財管理58巻11号(平成20年)1405頁。
- (9) 例えば、東京地判平成16年8月17日(平成16年(ワ)第9208号)判時1873号153頁＝判タ1172号302頁〔切削オーパーレイ工法事件〕。
- (10) 最一小判平成26年4月24日(平成23年(受)1781号)民集68巻4号329頁＝判時2221号35頁＝判タ1401号157頁〔アナスタシア事件〕。
- (11) 最一小決平成16年4月8日(平成15年(許)第44号)民集58巻4号825頁＝判時1860号62頁＝判タ1151号297頁〔移送申立却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件〕。
- (12) 佐藤達文＝小林康彦「一問一答 平成23年民事訴訟法改正一国際裁判管轄法制の整備」(商事法務、平成24年)69頁注2。
- (13) 佐藤＝小林・前掲注(12)69頁注2。
- (14) 菊井維大＝村松俊夫原著『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版追補版〕』(日本評論社、平成26年)609頁。
- (15) 菊井＝村松・前掲注(14)609頁。
- (16) 東京高判平成23年5月11日(平成22年(ネ)第3571号)〔アナスタシア事件控訴審判決〕。
- (17) 前掲注(4)・最二小判平成13年6月8日〔ウルトラマン事件最高裁判決〕。
- (18) 高部眞規子「不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき民法の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項 その他」『最高裁判所判例解説 民事編 平成13年度(下)』(法曹会、平成15年)475頁。
- (19) 菊井＝村松・前掲注(14)601頁、佐藤＝小林・前掲注(12)45頁。
- (20) 前掲注(2)・最一小判平成14年9月26日〔FM信号復調装置事件(いわゆるカードリーダー事件)〕。
- (21) 東京地判平成19年11月28日(平成16年(ワ)10667号)〔富士通事件〕。
- (22) 知財高判平成22年9月15日(平成22年(ネ)第10001号)判タ1340号265頁〔日本電産事件控訴審判決〕。
- (23) 東京地判平成27年4月28日(平成26年(ワ)第5011号)判時2264号59頁〔エピクロロヒドリン事件〕。
- (24) 前掲注(2)・最一小判平成14年9月26日〔FM信号復調装置事件(いわゆるカードリーダー事件)〕の多数意見及び井嶋一友裁判官の補足意見。
- (25) 東京地判平成15年10月16日(平成14年(ワ)第1943号)判時1874号23頁＝判タ1151号109頁〔サンゴ砂事件〕。
- (26) 道垣内正人「特許権をめぐる国際私法上の問題」知財管理60巻6号(平成22年)881頁(889頁)。
- (27) 高部眞規子『実務詳説 特許関係訴訟〔第2版〕』(きんざい、平成24年)287頁。
- (28) 佐藤＝小林・前掲注(12)115頁、菊井＝村松・前掲注(14)629頁。
- (29) 申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について(二)・完」法学論叢155巻5号(平成16年)55頁(72頁)。
- (30) 木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、平成15年)133頁〔渡辺惺之〕。
- (31) 申・前掲注(29)55頁(73頁)。
- (32) 菊井＝村松・前掲注(14)107頁、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』(有斐閣、平成24年)277頁。
- (33) 菊井＝村松・前掲注(14)107頁。
- (34) 佐藤＝小林・前掲注(12)70頁。
- (35) 前掲注(4)・最二小判13年6月8日〔ウルトラマン事件最高裁判決〕。
- (36) 東京地判平成21年11月17日(平成20年(ワ)第31124号)判タ1321号267頁〔SCP事件〕。
- (37) 例えば、東京地判平成25年5月17日(平成25年(ワ)第1918号)、東京地判平成25年3月25日(平成24年(ワ)第4766号)、東京地判平成24年12月21日(平成23年(ワ)第32584号)など。

(38) 知財高決平成 21 年 12 月 15 日 (平成 21 年(ラ)第 10006 号) [新ウルトラマン事件抗告審決定], 東京地判平成 22 年 9 月 30 日 (平成 21 年(ワ)第 6194 号) [同事件第一審判決], 知財高判平成 23 年 7 月 27 日 (平成 22 年(ネ)第 10080 号) [同事件控訴審判決]。

(39) 前掲注(38)・知財高決平成 21 年 12 月 15 日 [新ウルトラマン事件抗告審決定]。

(40) Akamai Technologies, Inc. v. Limelight Networks, Inc. (Fed. Cir. en banc, 13 Aug 2015).

最高裁による差戻後の CAFC 大法廷判決。差戻前の CAFC 大法廷は、方法クレームの複数主体による侵害への教唆を認めたが、最高裁は、単一の主体による直接侵害が存在する必要があるとしてこれを破棄 (2014 年 6 月)。差戻後の CAFC 大法廷は、指示に基づいた顧客による行為も指示者へ帰属 (attribute) し得るとし、それによって被告単独による直接侵害が認められるとした [注(40)については、当部部員松本直樹弁護士の協力を得た。]。

(原稿受領 2016. 2. 1)

書籍紹介



判 型 : A5 版
ページ数 : 188 ページ
定 価 : ¥3,200 円 + 税
ISBN : 978-4-525-03011-7
発売日 : 2015 年 11 月

「創業研究のための薬事と知財の連結戦略ガイド」

公益財団法人 がん研究会 知財戦略担当部長 内海 潤 著 (南山堂)

医薬品産業は知的財産による保護が最も重要な産業の一つであると同時に、厳しい薬事審査が課されるという点で、とりわけ精緻な研究開発/知財戦略が必要とされる産業である。

本書では、創薬開発、薬事、知財に幅広い経験を有する著者により、薬事戦略と知財戦略の連結マネジメントにおいて検討すべき点が、科学実験データの取得戦略を中心に詳細かつ明解に提示されている。薬事/知財戦略の基本的な知識から、最新の解析技術の進歩等に伴う戦略の変化まで、具体的かつ平易に記載されており理解し易い。また、豊富な最新統計資料を用いた医薬品製品開発の現状と将来展望についての記載は、医薬品開発の全体像を把握する上で非常に有益である。

さらに本書では、伝統的な社内開発による創薬の具体例とともに、近年のオープンイノベーションによって重要性を増す、産学連携を通じた創薬の具体例、そしてアカデミア創薬の現状に至るまでが紹介されており、医薬品産業のダイナミズムを感じ取る事ができる。随所に配されたコラムの内容からは、科学的エビデンスと格闘する医薬品研究開発者達の熱意も伝わってくる。医薬品産業に関わる者、関心のある者全てに、極めて示唆に富む一冊と言えるだろう。

(会誌編集部 川崎 洋祐)